

# 被扶養者資格継続調査から

8月に実施した被扶養者資格継続調査の結果、給与収入の増加等により遡って取消しとなる場合が多く見受けられました。次の収入基準額と取消しになる要件(例)を参考に、日頃より被扶養者の収入等を確認し、要件に該当した場合は、すみやかに取消しの届出をお願いいたします。

なお、遡って取消しとなり、その間に医療機関等で受診していた場合、当組合が負担した医療費等は返還していただくことになります。

## ■ 収入基準額

区 分		基準額
公的年金を受給している方	60歳以上の方	年額 180万円未満 月額 150,000円未満
	障害年金を受給している方	
	60歳未満の方(遺族年金受給者等)	年額 130万円未満 月額 108,334円未満 日額 3,612円未満
公的年金を受給していない方		

- ・アルバイトやパート等の給与収入は、年額だけではなく月額でも判断します。
- ・雇用保険、傷病手当金等は、日額により判断します。

## ■ 取消しになる要件(例)

区 分	要件を欠くに至った日
・ 就職したとき	就職した日 ※新たに就職し、パートや試用期間等で社会保険の適用がない場合でも、収入基準額以上の収入が恒常的に見込まれる場合は就職した日から取消しとなります。
・ 給与収入が3か月連続して収入基準額以上となった場合 ・ 給与収入が4か月のうち、3か月が収入基準額以上で、その4か月を平均した額が収入基準額以上となった場合 ・ 年間収入が収入基準額以上となった場合 ※給与収入は諸経費控除前の額をいい、通勤手当等も含まれます。 ※賞与等は支給対象月に振り分けてその月の給与と合算します。	恒常的収入が収入基準額を超えることとなった日
・ 年金受給開始または年金改定により収入基準額以上となった場合 ※遺族年金等は、所得税法上では非課税ですが、扶養認定においては恒常的な収入とみなします。	当該年金等に係る裁定通知書または改定通知書の通知日
・ 雇用保険等の給付日額が収入基準額以上となった場合	受給開始日
・ 事業収入が収入基準額以上となった場合	収入基準額を超えた年の1月1日 (事業開始年度の場合は、事業開始日)
・ 別居する被扶養者への仕送りがなくなった場合	仕送りをしなくなった月の初日
・ 国内居住要件を満たさなくなった場合 (国内居住要件の例外に該当した場合を除く。)	満たさなくなった日

被扶養者資格継続調査においては、過去の期間における書類<sup>\*</sup>の提出が必要となる場合がありますので、大切に保管をお願いいたします。

<sup>\*</sup>給与明細書、源泉徴収票、雇用関係書類、退職したことがわかるもの、年金裁定・改定・支給通知書、確定申告書、収支内訳書、送金の確認ができる書類等